新潟県立佐渡総合高等学校長

印

## インフルエンザによる出席停止について (通知)

このことについて、インフルエンザは学校において予防すべき感染症に含まれており、 学校保健安全法第19条に基づき、他の生徒にうつる恐れのある間は、学校を休んでいた だくことになっております。インフルエンザの場合、発症した(熱が出た)日の翌日から 数えて5日間、かつ熱が下がってから2日経過するまでが出席停止の期間になります。

なお、出席停止期間中は欠席にはなりませんので、しっかり休養させてください。登校 されるときは、お手数でも下記にご記入の上、お子さまに持たせて担任までご提出くださ い。

※重症化する場合もありますので、お子様の健康状態をよく観察され、心配な場合は再受 診してください。

	- キリ	Jトリセ:	ン					
年 組 氏名								
診断名	インフ	ルエンザ	· (	A型 •	B型	•	疑い	)
受診医療機関名								
インフルエンザと診断された	月			月	日	(		)
熱が出た日	月	目	(	)		$^{\circ}\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!$		
熱が下がった日	月	日	(	)				
休んだ日	月	日	(	) ~	月	日	(	)
	$^{\circ}$ C			·			<u> </u>	
発症した翌日から5日経過し	、かつ熱	熱が下が.	って:	2日経過しま	<b>きしたの</b>	)で登	校させ	ます。

保護者名